

大 会 規 定

(総 則)

- 第1条 本大会は「全日本学生グライダー競技選手権大会」（以下大会という）と称する。
- 第2条 本大会は財団法人日本学生航空連盟（以下本連盟という）寄付行為第4条の定めるところにより、競技を通じて、学生グライダースポーツの向上と、健全なる心身の育成をはかり、もって航空文化の発展と体育の振興に寄与することを目的とする。

(本 部)

- 第3条 本大会は本部を大会開催地におく。本部は大会の運営を総括する。

(役 員)

- 第4条 本大会に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名。

会長は本大会の運営を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その1名がその職務を代行する。

(顧問、参与)

- 第5条 本大会には顧問および参与をおくことができる。

顧問は会長の相談に応じ、参与は大会の運営に参与する。

(実行委員)

- 第6条 本大会の事務、業務を処理するため、本部に次の委員をおく。

実行委員長1名、実行副委員長、総務、競技、整備、審判ならびに救護の各委員若干名。

- 第7条 実行委員長は会長の統括のもと、大会の事務を総括する。

実行副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長の事故があるときは、その職務を代行する。

総務、競技、整備、審判、救護の各委員は、次に定める事務分掌に従い、それぞれの所管の事務を処遇する。

- 第8条 総務委員は次の事務を分掌する。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 一般事務に関する事項 | 2. 大会の経理に関する事項 |
| 3. 設営に関する事項 | 4. 接待、渉外に関する事項 |
| 5. 警備に関する事項 | 6. 広報に関する事項 |
| 7. 他の所管に属さない事項 | |

- 第9条 競技委員は次の事務を分掌する。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. 競技の進行に関する事項 | 2. 競技用機材に関する事項 |
| 3. 気象に関する事項 | 4. 安全対策に関する事項 |
| 5. 競技記録に関する事項 | 6. 競技の判定および順位に関する事項 |
| 7. 放送発表に関する事項 | 8. 運航管理全般に関する事項 |

- 第10条 整備委員は次の事務を分掌する。

- | | |
|-----------------------------|--|
| 1. 滑空場等の設備に関する事項 | |
| 2. 機材、競技用具、資材、工具などの整備に関する事項 | |
| 3. 機材の修理に関する事項 | |

第11条 審判委員は次の事務を分掌する。

1. 競技の審判に関する一切の事項
2. 競技の判定に対する苦情、抗議の処置

第12条 救護委員は次の事務を分掌する。

1. 救護に関する全般の事項
2. 出場選手の健康管理に関する事項

(資格審査)

第13条 本大会の参加資格を審査するため、資格審査委員会をおく。資格審査委員は次の基準により出場選手の資格審査を行う。

1. 本連盟加盟大学航空部員であること
2. 在学4年以内であること（休学した者は休学証明書を提出すること）
3. 休学中でないこと
4. 申込み時に有効な技能証明（自家用または事業用操縦士、滑空機上級）を所持し、別に定める飛行経歴および競技に必要な能力を有すること
5. 本連盟諸規定に違反しない者

(補 則)

第14条 資格審査、競技、表彰など細部は別に定める。

大会競技規則

(総 則)

- この規則は「全日本学生グライダー競技選手権大会」（以下大会という）における競技種目、参加の要領、競技実施の方法および成績順位を定め、大会の適正な運営を図ることを目的とする。

(競技種目)

- 競技種目は周回コース速度競技とする。

指定された周回コースを飛行し、飛行距離と所要時間の長短により優劣を競う。

(参 加)

- 競技に参加するには選手3名以内と助手、計5名以内でチームを編成し、チームごとに所定の申込書により申し込むものとする。チームは他大学との混成にても可、また1大学からは2チームまでとする。（ただし、2チーム編成の場合は4名以上の選手が必要とする）
- チームにはチームリーダー（選手を兼ねることができる）を置きチームを代表して大会本部間との連絡にあたるほか、チームメンバーを適切に統率、監督し、競技の円滑な運営に努力する。
- 出場チーム数（機数）は原則として20チームとする。出場機が20機を超える場合は、競技空域内を同時に飛行する機数を20機以内に制限する。
- 選手は、申し込みの際、参加費をそえる。参加費は大会運営の経費にあてる。
- 選手資格は、大会規定13条によるほか次の条件を満たすものとする。また、資格審査委員会は総務委員、競技委員、審判委員で構成する。

(1)各支部で選考されたもの。

(2)申込時までに滑空機（上級）による総飛行時間が30時間を超えたもの。

単独で滑空機に搭乗して1時間以上の滑翔経験があること。

出場競技機又は同型機で5時間以上の飛行経験があること。

(3)集合日までに単独で滑空機に搭乗して24km以上の周回経験があること。

(4)集合日の1ヶ月以内に滑空機（上級）で飛行をしていること。

(5)競技飛行開始前に技量認定を受けたもの。

(競技機材)

- 競技機FAIで規定するスタンダードクラス以下の性能の上級滑空機とする。詳細は別に定める。
- 競技機は1チームにつき1機とし、エントリー後の機体の変更は原則として認められない。
- 競技機はいずれも有効な耐空証明を有するものでなければならない。
(防衛大学校の場合は同等の検査および証明を受けた機体であること)
競技機の装備は各機に規定されたものでなければならない。
- 競技機は競技開始までに、規定された整備、点検が行なわれていることを、整備委員により確認を受けなければならない。
- 競技機には右翼下面および垂直尾翼に識別記号を記すものとする。
- 競技機をはじめトレーラー、無線機など参加するために必要な編成装備は、参加者が準備するものとする。
- 発航方法は、ワインチ曳航とする。発航に必要なWリング、单索、曳航索安全装置、プラ

グコネクションリングなどは参加者が準備する。

(競技機の装備、搭載物)

1 5. 競技機の装備は各機に規定されたものでなければならない。

- (1) 旋回点撮影用カメラは、時刻表示付きのものを搭載すること。
- (2) 自記高度計は、最近3年以内の検査に合格したもので、記録紙は競技委員の確認を受けて使用し、競技終了後2時間以内に写真と共に本部に提出する。
- (3) 競技者は有効なパラシュートを装着すること。
- (4) 重心位置を調整するバラストは確実に固定されていること。
- (5) 万一、場外着陸した場合に備え、携帯電話を搭載すること。
- (6) ウインチ発航のため、水バラストは使用できない。

(保険)

1 6. 競技参加者は自己の負担において別に定める第三者賠償保険と傷害保険に加入契約するものとする。

(競技の運営)

1 7. 運航管理委員は、大会規定第6条の各委員で構成する。

1 8. 競技の進行は規定第9条の競技委員の指示に従って行われる。

1 9. 各競技日ごとのコース（距離、周回数、指定方向など）は気象状況により、運航管理委員が選定し、前日に予告し、当日競技開始30分前までに決定し発表する。

2 0. 競技の開始は原則として10時30分、最終発航時刻を15時30分、競技終了は17時とする。ただし最終日は最終発航13時、競技終了は14時とする。

2 1. 競技は当日出場したチームのすべてが発航を終えたとき有効とみなされ成立する。

2 2. 競技機の飛行は離陸によって始まり、着陸をもって終了し、その飛行成績は競技機の出発に始まり、到着または着陸までとする。

2 3. 競技機の「出発」とは、競技機が発航装置から離脱したときとする。

2 4. 競技機の「到着」とは、その飛行の終了にあたり指定された到着線（フィニッシュライン）を通過したときとする。または、着陸のため接地したときとする。

2 5. 競技機の「着陸」とは、飛行を終わって着陸し、静止したときをいう。

2 6. 「旋回点への到着」とは、競技機が旋回点の垂直上方、またはその点の外側上方に到着または通過したときをいう。

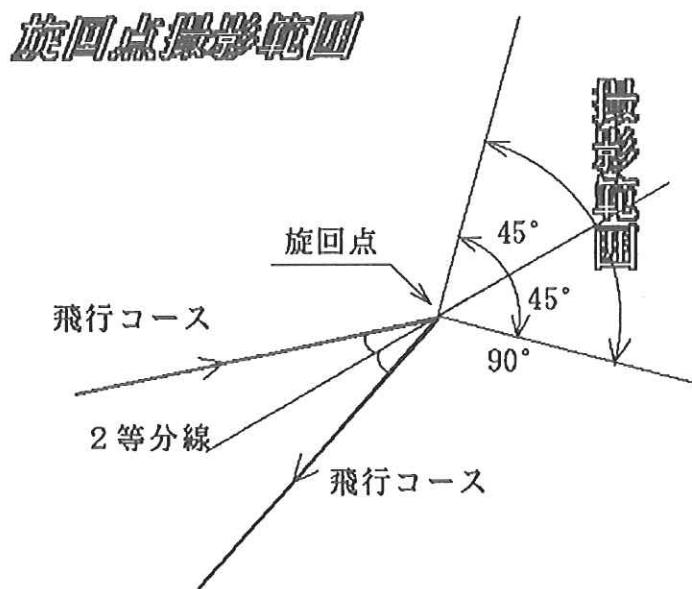
2 7. 競技機が旋回点に到着したときは、そのことを写真撮影によって証明する。

2 8. 写真証明の条件

- (1) フィルムは画面が35mmサイズの白黒フィルムを選手が準備し、装填すること。
(ハーフサイズは判定が困難のため不可とする)
- (2) カメラの時刻表示はピストの時計に合わせる。
- (3) 每飛行ごとに宣言板、ピストの時計、選手の顔、およびゼッケン番号を同一画面に写したものに引き続いて旋回点および時刻が写っていること。
- (4) 旋回点の撮影範囲は次頁に明記し掲示する。
- (5) 旋回点写真には、自機の翼端を入れること。
- (6) 旋回点が自機の翼、風防の傷や汚れ、他の航空機、雲の断片などにより隠れている場合でも、周囲の情景から当該旋回点であることが立証される場合その写真は有効とする。
- (7) フィルムは選手の責任で現像し、切断していない1本の長さのままで、選手名、チー

ム名を明記し、当日の競技終了後2時間以内に競技会本部に提出する。ただし、特別な事情により競技委員の許可を受けた者はこの限りではない。

- (8) デジタルカメラを使用する場合の条件は別に定める。



2 9. 競技の運営の細部は次によって行う。

- (1) 競技機の最初の発航順位は抽選により決定する。2回目以後の発航順位は着陸順または場周コースに入った順とする。
- (2) 発航準備完了後、3分以内に発航できないときは、発航したものとみなし、その時点での最終発航順位とする。ただしピストは3分経過時の警告をしなければならない。警告を受けたら30秒以内に発航する。
- (3) 索切れなど、曳航不調の場合は再発航することができる。その場合はただちに「キャンセル」を宣言して、すみやかに着陸する。
- (4) 旋回点、フィニッシュラインを通過するときは、「先入機優先」とし、他機警戒に十分な注意をはらい、他機を妨害するような行為をしてはならない。旋回点では周回方向と同じ方向に旋回する。
- (5) フィニッシュラインはピスト横外側、滑走路と直角な線上の高さ300m(AGL)以上に設定した計測器の測定範囲内を指定方向から進入通過するものとする。
- (6) フィニッシュラインおよび旋回点を通過する場合は、競技委員に指示を受けなければならない。またフィニッシュライン通過後は競技委員の指示に従い、順次着陸するものとする。
- (7) フライトプランの提出および終了は、本部が一括して航空局に連絡する。

(飛行の安全)

- 3 0. 大会期間中の飛行はすべて航空法、令、規則および日本学生航空連盟諸規則により、安全に行なわなければならない。
- 3 1. 上記の諸規則に違反したときは、減点または失格とする。無謀な場外着陸、低空飛行、他機との接近など危険な飛行をしたときは当日または全期間失格とする。また、飛行の安全について知識、認識が欠ける者は全期間失格とする。

- 3 2. 運航管理委員は、競技の継続が危険と判断した場合は、それ以降の発航を停止することができる。また、停止時間が長く、競技に公平を欠く場合は、その日の競技を中止することができる。
- 3 3. 競技者は、飛行の安全のため万全を期さなければならない。とくに、他の競技機との間のいかなる危険行為も避けることを絶えず留意しなければならない。
- 3 4. 競技の安全についての細部を次の通り定める。
- (1) 飛行は昼間有視界飛行方式（V F R）のみとする。
 - (2) 同一および接近する上昇風帯（以下上昇風帯という）内における競技機相互の飛行方式は次の通りとする。
 - (A) 先に旋回中の競技機を優先とする。
 - (B) 先入機と同一方向に同心円で旋回する。
 - (C) 競技機は相互に他機を視認できる位置を保つ。
他機を視認できない場合は、その上昇風帯から離脱する。
 - (D) 競技機の飛行経路が互に交差する可能性がある場合は高度差 1 5 0 m以上、または水平距離 5 0 0 m以上を維持する。
 - (3) 制限速度など
 - (A) 競技機の飛行速度は、各機の飛行規定に示された速度限界以内で、競技機を安全確実に操作できる速度以下でなければならない。
 - (B) 曲技飛行など大きな姿勢変化を伴う飛行を行なってはならない。
 - (4) 場外着陸など
 - (A) 可能な限り場外着陸を避けるための飛行経路を取り、原則として 600m(AGL) 以下の高度では着陸可能な場所から離れてはならない。
 - (B) 競技委員は周回コース周辺に、場外着陸可能な場所を数カ所選定し、事前に掲示する。
 - (C) 競技者は、あらかじめ飛行コース近辺の着陸可能な場所を必ず実地踏査し、機体の回収方法についても検討しておく。
 - (D) 競技機は地図、救急用具、係留用具、小銭、電話メモ、その他必要な用具を搭載し、飛行の障害にならない場所に確実に固定すること。
 - (E) 妻沼滑空場以外に着陸した場合は、電話などにより速やかに競技委員に報告する。
場外着陸した競技者は、その土地の所有者または管理者を調べ、競技委員に報告するものとする。
 - (5) 場周経路付近（滑走路中心線から約 2 km 以内）の飛行
 - (A) 競技機が集中し規定の高度差、距離が保てない場合は、次の競技機の発航を中止する。
 - (B) 運航管理委員は高度 500m(AGL) 以下で滞空している競技機に他空域へ移動を命ずることができる。また高度 200m(AGL) 以下で飛行している競技機に着陸を命ずることができる。
- 3 5. 競技機に対する指示、連絡、通報などは、原則として滑空機専用周波数無線機を使用する。
飛行中の競技機に対しては運航管理委員以外の無線局および全ての通信機器から指示援助を与えてはならない。ただし緊急通信、救援活動のための通信および航空機局と航空管制機関等との飛行の安全のための通信を除く。

3 6. 報告の義務および無線通信

- (1) 旋回点を通過する場合は、原則として直前に「位置、高度」を通報する。
- (2) フィニッシュラインを通過する場合は、2km以上手前で「位置、高度」を通報、競技委員の了解を受ける。
- (3) 外部から場周経路付近に進入する場合、滑走路から約2km地点で競技委員に通報し、飛行情報を確認後進入する。
- (4) 競技機は15分間以上受信送信が無い場合は、競技委員と無線チェックを兼ね現在位置、高度を通報する。
- (5) 通信不能の場合は、ただちに滑空場に帰り着陸しなければならない。通信不能機は、ピスト横に来るまで翼を大きく振り、通信不能であることを表示する。
- (6) 競技機の無線通信は、混信を避け必要最小限にする。

(飛行成績)

3 7. 飛行距離は、地図上の各点の座標から計測された距離とする。

飛行高度は自記高度計に記録された高度を測定する。

3 8. 飛行速度は、指定された距離を飛行時間で割って得られる平均速度とする。飛行時間は、出発時刻から到着時刻または着陸時刻までの間に経過した時間とする。

3 9. 競技者の当日の飛行成績は、次の計算式に当てはめて算出し、順位を決定する。

$$P_h = R_d (500 + 500 \times R_v) \times R_h$$

P_h ; ハンディキャップ係数を掛けた得点 P_h ≤ 1000

※ただし、最高得点が1000点を超える場合、最高得点を1000点として、以下の得点を比例配分して修正する。

R_d ; 距離係数

各選手の飛行距離／当日の最大飛行距離

R_v ; 速度係数

各選手の速度／当日の最高速度

R_h ; ハンディキャップ係数

各機体のハンディキャップ／当日の最高速度もしくは、最大飛行距離の機体のハンディキャップ

※ただし、各競技日の最高得点者が複数の時、ハンディキャップ係数の分母は数値の大きい方を用いる。

$$P = P_h \times f - P_{dis}$$

P ; 各選手の得点

f ; テイラー・ファクター

(当日の得点数 × 2) / 当日の競技参加機数

※ただし、f 値が1.0以上の場合はf=1、0.5以下の場合はf=0.5

P_{dis} ; 各選手の減点

各機体のハンディキャップ

DISCUS, LS4, LS8, ASW24, <u>ASW28</u>	• • • • 0. 9 0
G102 (引込脚)、シーラス, ASW19	• • • • 0. 9 5
ASK23, SZD51、ASK21、G102(固定脚)	• • • • 1. 0 0
Ka6, SZD50、PW-5	• • • • 1. 0 5
K-8、ASK13	• • • • 1. 1 0

- 4 0. 各選手は各競技目ごとの最終飛行に得点が与えられる。(競技機が離陸した時点で、当日の前飛行の得点は0点となる)
- 4 1. 競技の個人成績は、各個人の競技目ごとの得点の合計とする。競技の団体成績は、各チームごとの個人成績の合計とする。ただし同一大学から2名以上の選手が参加しているチームにのみ団体成績を与える。

4 2. 採点の特例など

- (1) 指定されたコースを、周回できず1ポイントのみ往復し、妻沼滑空場に着陸した場合は、往復の距離点のみとし、速度点は与えない。
- (2) 競技終了時刻までにフィニッシュラインに到着または着陸しない場合は、最後の旋回点までの距離点のみを対象とし、速度点は与えられない。
- (3) 妻沼滑空場以外に着陸したものは無得点とする。

4 3. この規則に違反したり、違反を黙認した選手は、減点または失格とする。

- (1) 不注意による過失 50点の減点
- (2) 規則・指示違反 100～200点の減点
- (3) 危険な飛行、場外着陸 当日または全期間を失格
なお、減点、失格の基準は別に定める。

(審 判)

- 4 4. 審判委員は競技の方法や判定などに関する諸問題を裁断する。
- 4 5. 選手が何らかの苦情を表明したいときは、チームリーダーが審判委員長に申し立てることができる。申し立ては成績発表後30分以内に、口頭及び文書で行う。審判員は関係者を集め事情を聴取し裁定する。

(表 彰)

- 4 6. 最高得点者を当該年度選手権者とする。個人、団体ともそれぞれ上位6位までを表彰する。

(補 則)

- 4 7. 競技期間中に競技機が損傷を受けた場合は、整備委員に報告し、修理することができる。ただし、事故扱いとなった場合は調査が終了するまで、現状を保存しなければならない。
- 4 8. 競技機以外の航空機は競技の進行中に、競技に影響を及ぼす可能性のある飛行をしてはならない。
- 4 9. 競技委員は集合日以後毎日選手ミーティングを開く。ミーティングには各チームリーダー及び選手は必ず出席しなければならない。その際、提示する飛行上、安全上の事項および「安全対策」のうち競技運営に必要な事項は、補充規則とみなされる。
- 5 0. 緊急の場合は、この規則にかかわらず、競技者は自己の安全のため最善の方法をとることができる。

大会競技細則

1. この細則は競技規則に基づき「全日本学生グライダー競技選手権大会」の運営に適用する。
2. 周回コースは次の6コースとする。但し管制機関などとの調整により変更もある。
 - (1) 妻沼一高林給水塔一千代田一妻沼 24 Km
 - (2) 妻沼一高山一千代田一妻沼 32 Km
 - (3) 妻沼一高山一明和一妻沼 37 Km
 - (4) 妻沼一高山一館林IC一妻沼 46 Km
 - (5) 妻沼一明和一高林給水塔一妻沼 29 Km
 - (6) 妻沼一館林IC一高林給水塔一妻沼 38 Km
3. 競技空域は、A区域高度4,500ft(1,350m)MSL以下、B区域高度3,500ft(1,050m)MSL以下の空域とする。また周回コース上およびその付近では高さ 2,000ft(600m)AGL以上とする。航空機局(VHF無線機)を装備する競技機についても同一空域、高度範囲内で飛行する。
4. 競技は主に第1滑走路下段(B、C、D)で行う。着陸機が数機重なって進入した場合は、第2滑走路を使用することもある。
5. 参加希望者は2011年1月20日までに、必要書類を揃えて出場申し込みをするものとする。
6. 参加選手は大会集合日3月4日に健康申告書を提出し、鈴木医院(救護委員)の健康診断を受診すること。やむをえず集合日に受診できない場合は速やかに受診し、競技に参加すること。
7. 参加費は選手1名につき27,000円とし、2011年1月20日までに納入すること。参加費は主催者の都合による中止のとき以外は返還されない。
宿泊費、食費などは別途、2011年2月25日までに日本学生航空連盟に振り込むこと。
8. 規則にいう保険は次の通りとする。
 - (1) 第三者賠償保険 1億円以上(対人=1人 3,000万円以上)
 - (2) 傷害保険 3,000万円以上(搭乗者1人につき)
9. 主催者側の責任とし搭乗者1人につき2,000万円の傷害保険を、出場選手に追加加入契約する。

補 則

(1) 記録用デジタルカメラの取り扱いについて

1. 学生グライダー競技会の旋回点撮影記録用デジタルカメラの取り扱いについて定める。

2. 競技での使用方法

- イ. 競技に使用する前に、メモリー挿入部カバーのシールドを受ける。(1回受ければよい)
- ロ. 競技に使用する前に、全コマ消去の状態でカメラ本体をピストに提出してシールドを受ける。
- ハ. 競技機に取り付け使用する。
- ニ. 旋回点画像を確認後、カメラは返却する。
- ホ. 電池交換等でシールドを取る場合は、事前に審判員の了解を得て行う。
- ヘ. 途中でシールドを開封したときは、競技使用前と同様の確認を受ける。但し、撮影画像を保存したまま行う場合は、運行管理委員立ち会いの元、電池等の交換を行い、シールドを受ける。

3. 審判委員の確認事項

- イ. 競技前に、全コマ消去を確認する。
- ロ. 競技前に、カメラをシールドする。
- ハ. 競技終了後、競技委員を含めて2名以上で提出されたカメラ本体のメディア挿入部がシールドされているのを確認する。

4. 旋回点確認時

- イ. カメラ本体にビデオケーブル、ACアダプターを接続する。
- ロ. 宣言板、時間、旋回点を判定する。
- ハ. 撮影内容に問題がない場合は、カメラの画像を全コマ消去する。
- ニ. 選手にカメラを返却する。

(2) 競技規則8. (競技機材) の競技機について

1. 競技機は、学生グライダー競技で使用する機材として滑空比は4.0、スパンは15mを基準にします。ただし、単座機は現在の各校所有機の現状を考慮してFAIで規定するスタンダードクラス以下の性能の機体までを競技機として認めます。複座機は通常訓練飛行に使用しているASK13, ASK21、SZD50、ツインアスティア等の滑空比が4.0以下の機体は競技として認めます。

減点などの基準

1. 写真；

宣言板、時計、時刻、ゼッケン番号、選手の顔が判読出来ない	各 50 点
旋回点が画面内に無いが旋回点に達していると推定できるもの	50
現像ミスなどによる障害、旋回点到達が推定できるもの	50
旋回点撮影範囲外で中心線から両側に 45° を越え 90° 以内	50
フィルム、自記高記録など提出期限から 30 分以内	50

2. ゴール通過高度 (Q F E)；

減点ゾーン 250m～300m未満	50
不通過 250m未満	R v = 0

3. セパレーション違反、他機妨害など；

1回目の警告	得点から 100
2回 "	得点から 200
3回 "	以後失格

4. 低空飛行；

低空違反	得点から 200
低空進入	得点から 200 および当日失格
危険な低空飛行	以後失格

5. 高度、空域違反；

自記高度計から高度記録が判定できないもの	50
制限高度、競技空域から脱したもの	当飛行失格

6. 場外着陸；

滑空場	当飛行無得点
その他場外	当日失格
人身事故、第三者に被害	以後失格

7. 無線通信；

ピストの指示に応答しないもの	当飛行失格
----------------	-------

8. 危険な飛行；

過失	当日失格
故意、技量未熟	全期間失格
人身事故、機体が大修理に該当する事故	当該チーム 以後失格

9. 基本操作不良；

ワインチ曳航の上昇角過大	当日または得点から 100
場周飛行の高度または経路不適切	// 100

10. その他規則、指示違反；

軽度の違反、過失	当日または得点から 50
規則違反、指示違反	// 100
重大な規則違反	// 200

11. 減点基準の基本的なルール；

- ① 減点後の得点が 0 点以下の場合は、0 点とする。
- ② 100 点以上の減点 2 回で翌競技日に競技に出場出来ない(当日失格を含む)
- ③ 3 回目の 100 点以上の減点で当該飛行無効、以後失格
- ④ 200 点以上の減点で翌競技日失格
- ⑤ 200 点以上の減点 2 回で以後失格